

令和2年度「65歳超雇用推進助成金」のご案内

高年齢者の雇用の安定に資する措置を講じる事業主に以下の助成金を支給しています。

65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止又は希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して、実施した措置等に応じて一定額を助成します。

高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高年齢者の雇用の推進を図るために雇用管理制度の整備措置を実施した事業主に対して、措置に要した費用の一部を助成します。

※支給対象経費と上限額が拡充されました。

高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上で定年年齢未満の有期雇用労働者を、転換制度に基づき無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、対象者数に応じて一定額を助成します。

詳しくは

<https://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/index.html>

（【高年齢 助成金】でご検索ください）

お問い合わせ先

(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構 山口支部 高年齢・障害者業務課

〒753-0861 山口市矢原1284-1 山口職業能力開発促進センター内

TEL: 083-995-2050